

会 議 録

会議の名称	第1回小金井市児童発達支援センター運営協議会		
事務局	福祉保健部自立生活支援課		
開催日時	平成30年5月29日（火） 午前10時から		
開催場所	前原暫定集会施設2階 C会議室		
出席者	委員	高橋 智 会長 金子 猛 副会長 竹中 涼子 委員 川村 祐子 委員 横田 涼子 委員 坂井 鼓麻種 委員	佐々木 由佳 委員 長岡 好 委員 遠山 敬子 委員 秋葉 美苗子 委員 田村 忍 委員 欠席1名
	事務局	福祉保健部長 自立生活支援課長 自立生活支援課係長 自立生活支援課主査 自立生活支援課主任 児童発達支援センター長	中谷 行男 加藤 真一 矢島 隆生 吉本 朋史 清水 一樹 吉岡 博之
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 会長の互選について 4 副会長の互選について 5 小金井市児童発達支援センター運営協議会の概要について 6 会議録の取扱いについて 7 児童発達支援センターの事業概要について 8 平成29年度の実績報告 9 業務評価報告書（平成29年度）について 10 現況及び今年度の予定について 11 外来訓練事業について 12 今後の開催日程について 13 その他 14 閉会 		

自立生活支援課長

只今より第3期小金井市児童発達支援センター運営協議会第1回を開催します。現時点では、委員の委嘱が行われる前であり、進行をお願いする会長が決まっていないため、会長が決まるまで私が座長及び進行を務めさせていただきます。また、本日市長は公務の都合により出席できません。それでは、会議に先立ち配付資料の確認をさせていただきます。

事務局

配付資料は、次第、資料1「第3期小金井市児童発達支援センター運営協議会委員名簿」、資料2「会議録の校正について」、資料3「小金井市児童発達支援センター「きらり」事業概要」、資料4「平成29年度利用実績一覧」、資料5「小金井市児童発達支援センター「きらり」業務評価報告書（平成29年度）」、資料6「平成30年度職員体制一覧」、資料7「年度当初（4月1日現在）の各事業の在籍者数の推移」、資料8「平成30年度講演会・研修会開催予定」、資料9「きらり講演会について」、資料10「外来訓練事業について」、資料11「平成30年度運営協議会開催予定」、その他に、運営協議会委員の承諾書、カラーの講演会チラシ及びパンフレットです。また、3月に開催した第2期の最後に、傍聴人より提出された意見・提案シートも資料として配付しています。なお、今回初めて委員となった方には、事前にきらりの事業詳細計画、さくらシート、運営協議会設置規則を送付させていただきました。資料は以上です。

自立生活支援課長

それでは次第2「委嘱状の交付」を行います。
(委嘱状交付)

第1回目の会議ということで、ここで、各委員に簡単に自己紹介をお願いします。なお、事前に不破委員からは、公務のため欠席の旨、連絡が入っているのでご報告します。

委員

子どもがきらりを利用させていただいて、とてもお世話になり感謝しています。私は発達のバランスがあまりよくない子の母親の会にも所属していて、保護者という立場からきらりがより良いものになるよう、こういった会議に参加したいと思い応募させていただきました。よろしくをお願いします。

委員

第2期から引き続きやらせていただくこととなりました。きらりは今年5年目になる施設ですが、最初の何年かというのはやはり発達障が

いや、発達に関心を持っている親が情報を欲しいという形できらりを知っていくことが多かったです。しかし、これからきらりが年を重ねていく上では、きらりから、きらりの存在を知らない方たちへ情報を発信して、知っていただけるような施設にしたいと思っています。そして、きらりが周りの人にも愛されて、子どもの発達に役に立つような施設であればいいと思って応募しました。よろしくお願いします。

委員 私も第2期から引き続きやらせていただくこととなりました。きらり発足当時から子どもがずっと利用していて、今現在も利用しています。何か少しでもお役に立てればと思っています。よろしくお願いします。

委員 小金井市障害者地域自立生活支援センターの坂井です。私は2月から小金井市障害者地域自立生活支援センターに勤めています。その前は放課後等デイサービスで働いていたので、その経験が生かせればと思います。よろしくお願いします。

委員 市内関係団体の学校法人朋愛学園、朋愛幼稚園の園長、佐々木です。今回から初めて参加させていただきます。私の幼稚園は69年目、小金井市でも古い園ですが、きらりを利用されている方が近年多くなっています。色々なご意見を伺いながら、保護者の方々のお手伝いになればと、私自身の勉強も含めて参加させていただきました。よろしくお願いします。

委員 小金井市の民間保育園の代表として参加させていただきます、こむぎ保育園の園長、長岡です。民間保育園は小金井市内で、数年前までは社会福祉法人の7園のみでしたが、今では20数園になり、今年も増える予定です。公立保育園5園も、32年度には2園が民営化する予定という中で、きらりにはどの園も期待を寄せています。いろいろご支援をいただきたいですし、ご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員 たけのこ会から代表で参りました遠山です。きらりの通園でほんとうに支えていただいています。まだきらりの仕組みでわからないところもありますが、よろしくお願いいたします。

委員 子ども家庭支援センターの秋葉です。子ども家庭支援センターには、親子遊び広場と家庭における総合相談の受け付けがありまして、様々

な相談をいただいています。最近では早くから発達についてのご相談を受けることがあり、切れ目ない支援ということで、きらりをご紹介させていただいたり、逆にきらりからご家庭の支援ということで支援センターへ繋いでいただいたりと、連携させていただいております。今後もより一層連携させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員 教育委員会指導室の田村です。今回初めての参加ですが、教育委員会指導室の立場からお話しさせていただければと思っております。今年度私はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を担当しています。さまざまな方と情報共有や連携が必要になってくると思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員 東京都立小金井特別支援学校校長の金子です。本校に着任して3年目、こちらの会は2期からの引き続きで3年目です。きらりの就学前のサービス、あるいは放課後等デイサービスで本校の子どもたちがお世話になっております。よろしく申し上げます。

委員 学芸大学の高橋です。委員は1期から務めています。こういったセンターが必要だよねといったところから始めて、よくここまで大きくなったなと思います。ただ、いわゆる黎明期はもう過ぎていて、これから新しい課題に入るためのこの3期目だと思っております。今1番実感しているのは、例えば、私は学期ごとに教育委員会とコラボレーションで学校への巡回相談をやっていますが、きらりのことを知らないという先生が多いことが一番大きなネックになっています。やはり地域へ出かけて行って、実際にどの子がどの地域にどんな課題を持っているかということについて、顔、名前、住んでいるところや家族のことを知らない、支援のしようがないので。きらりの中の支援は、本当に充実していると思っております。一方で、外向けの連携とか、なかなか関わることのない市民の方へのアプローチというところが、先ほど委員もおっしゃっていたように、次の課題になるのかなと思っております。よろしく申し上げます。

自立生活支援課長 続きまして、本協議会の事務局の自己紹介をいたします。事務局は、市役所の自立生活支援課が担当します。私は自立生活支援課長の加藤です。次に、障害福祉係長の矢島です。次に、障害福祉係主査の吉本です。次に、障害福祉係主任の清水です。きらりを担当しています。

以上よろしく申し上げます。

- センター長** 4月からきらりのセンター長に就任した吉岡です。よろしく申し上げます。
- 自立生活支援課長** それでは、これより第1回の児童発達支援センター運営協議会を始めます。次第3「会長の互選」を行います。会長の選出は、小金井市児童発達支援センター運営協議会規則第5条第2項の規定により、委員の互選によるものと定められています。立候補または指名推選、どちらでも結構ですが、いかがいたしましょうか？
- 委員** 指名推選がよろしいのではないのでしょうか。
- 自立生活支援課長** ただいま指名推選とのご発言をいただきました。ほかにご意見ございますか。
- (発言なし)
- 自立生活支援課長** それでは、選出方法は指名推選でご異議なしとさせていただきます。どなたか推選される方はいらっしゃいますか。
- 委員** 児童発達支援センターの立ち上げ時よりご尽力されており、前期もこの協議会の会長を務めていただいておりますので、引き続き学芸大学の高橋委員がよいかと思いますが、いかがでしょうか。
- 自立生活支援課長** 高橋委員を会長にとのご発言ございました。このご推選にご異議はございませんでしょうか。
- (「異議なし」の声あり)
- 自立生活支援課長** 高橋委員、お引き受けいただけますでしょうか。
- 委員** はい。
- 自立生活支援課長** それでは、進行を会長と交代させていただきます。
- 自立生活支援課長** その前に、只今、福祉保健部長が参りましたので、ご挨拶させていただきます。

福祉保健部長

遅れまして申しわけございません。4月1日より福祉保健部長を拝命いたしました中谷と申します。よろしく願いいたします。前職は総務部長でしたが、10年程前に障害福祉課長を2年半程務めていたことがございます。本来、この場では市長がご挨拶させていただきますが、本日は他の公務のため、私が代わりにご挨拶させていただきます。皆様におかれましては、当協議会の委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。小金井市児童発達支援センターきらりは、平成25年10月の開所からもうすぐ5年が経過しようとしております。この間、きらりの事業内容は、各種アンケートや事業評価の結果からもおおむね高い評価をいただいていると認識をしています。一方で、事業を運営していく中でのさまざまな課題もまた浮き彫りになってきていると思っております。私ども行政といたしましても、児童発達支援センター事業のさらなる充実を目指し、運営事業者と一丸となって、そうした課題に取り組んでいく所存でございます。まことに恐縮ではございますが、皆様におかれましても、本協議会を通じて、きらりのさらなる発展のためにお力添えいただきたいと思います。本日から2年間、よろしく願いいたします。私が在職時には、まだ当然きらりはなくて、当時、発達障がい、療育が課題になっており、その後大変良い施設ができたこと、他の部署から見守ってきました。ただ、市内にこういった施設は非常に少ないため、様々な方々から非常に期待されているなど認識しています。我々といたしましても、皆様のご協力とご支援をいただきながら、適切な運営ができるよう努めて参りますので、どうぞ忌憚のないご意見をお願いいたします。今後2年間、どうぞよろしく願いいたします。

会長

早速進行に入っていきたいと思いますが、やはり一番思うところは、もう黎明期は過ぎたと。中を整備する時期は過ぎたので、きらり自身ももっと市民や、あるいは関係機関に発信する時期に来たのだなと思います。特に保育所等訪問支援事業が極めて芳しくない。やはり保育所や小学校、中学校ときらりがどのように連携していけるのかというところが今期の大きな課題だと思います。それから、発達支援というところで抵抗感を持つ市民の方が多いので、とてもすばらしい取り組みをやっていきますし、実際に子どもたちが大きく成長しているということの、その事実をどのように伝えていくのかということも含めて、今期の課題にできればと思っておりますので、忌憚のないご意見をお願いいたします。

会長	次に、次第4「副会長の互選」です。選任方法は、先ほどの指名推選でよろしいですか。 (「異議なし」の声あり)
会長	では、どなたか推選されたい方はいらっしゃいますか。
会長	それでは、僭越ながら、前期もご協力いただいた経験豊富な金子委員に引き続き副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
会長	金子委員、お引き受けいただけますか。
委員	よろしく申し上げます。
会長	ありがとうございます。それでは、そもそも運営協議会というのが初めての委員さんもおられるので、次第5「運営協議会の概要」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料5「業務評価報告書(平成29年度)」の後ろから5ページ目、小金井市児童発達支援センター運営協議会規則をご覧ください。まず本協議会は、第1条にあるとおり、きらりの利用者及び関係者の意見を反映した事業運営の適正化を目的として設置されています。所掌事項は、第2条にあるとおり、運営、管理及び事業執行等についての検証並びに評価を行うということとなっております。次に、委員構成は、第3条のとおり12人の委員で構成されており、内訳は、3人が市民公募、4人が団体の代表、2人が学識経験者、3人が関係行政機関の職員となっています。また、任期は第4条のとおり2年です。
会長	何かご質問等がありますか。それでは、次に、次第6「会議録の取扱いについて」について事務局から説明をお願いします。
事務局	本協議会も含めこのような会議は、市の附属機関として、原則公開となっております。また、小金井市市民参加条例の施行規則第5条から第7条により会議録についても公開することとなっております。資料2「会議録の校正について」をご覧ください。裏面に市民参加条例規則第5条及び第6条を掲載しています。第5条には会議録作成の基本方針、第6条には会議録の記載事項が記載されています。まず第5条の

記載方法について、全文記録、発言者の発言内容ごとの要点記録又は会議内容の要点記録のいずれかによることとされています。皆様には、どの記載方法とするかを決めていただきます。表面には参考文例を掲載しています。なお、前年度までは第2号にある「発言者ごとの要点記録」とし、かつ、発言者の氏名は記載していませんでした。発言者の氏名については、第6条第1項において会議録の記載事項として挙げられていますが、第2項において、「率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要ときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。」となっており、協議の結果、きらりの利用者の方も本協議会に多く参加されていることから、出率直なご意見、ご議論をいただくためにも、氏名は記載しないとなったものです。

会長 会議録は後ほどホームページ等にアップされますよね。

事務局 はい。ちなみに、第1期は全文筆記で、量が多くて読むのが大変であるというご意見が多かったので、第2期は要点筆記になりました。

会長 全文筆記ですごくボリュームが多くて、第2期は要点記録に変えたのでしたね。何かご意見がありますか。

委員 前回と同じでよいと思います。

会長 前回と同じでよいというご意見が出ましたので、前回と同様の方法で会議録を作成することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 それでは、具体的な会議録の調整の方法についてご説明させていただきます。各回終了後、会議録の案文を事務局にて作成し、各委員に校正を依頼します。その後委員からいただいた修正依頼を基に事務局で修正し、ホームページに掲載します。校正案文の送付方法について、資料2のキリトリ線以下にご希望の送付方法をご記入いただき、事務局へご提出ください。

会長 何かご意見等ございますか。よろしいですか。

会長 続きまして、次第7「児童発達支援センターの事業概要について」事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3「小金井市児童発達支援センター「きらり」事業概要」をご覧ください。本資料は、事業内容を簡単にまとめたものです。まず、ページ1、小金井市児童発達支援センターきらりの事業概要について、開設は平成25年10月です。運営形態は、指定管理委託で、受託者は社会福祉法人雲柱社です。ページ2、事業内容は児童福祉法に規定されている事業、通称法内事業が、相談支援事業の計画相談、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援事業の4つ。市独自事業、通称法外事業が、相談支援事業の一般相談及び専門相談、外来訓練事業、親子通園事業、巡回相談事業、並びに講演会・研修会の開催です。次に、ページ3相談支援事業の内容について説明します。対象は18歳未満の児童及びその保護者で、利用料は無料です。利用の流れは、まず電話予約をしていただき、一般相談を必ず受けていただきます。そこから専門相談、計画相談及びサービスの利用へと繋がっていきます。専門相談は、心理士や言語聴覚士など、主に専門職の職員が担当しています。次に、ページ4、児童発達支援事業（ピノキオ）です。月曜日から金曜日の午前9時半から午後2時まで、対象は2歳から就学前の児童。定員は21名です。法内事業のため利用者負担金があります。集団での療育により基本的な生活習慣の自立を図り、社会への適応を促すということが事業の目的です。また、バスでの送迎を行っています。次に、ページ5、放課後等デイサービス事業です。月曜日から金曜日の午後2時から午後6時まで、対象は6歳から12歳の学齢期の児童です。定員は1日10名、週5日で50名です。こちらも法内事業で、利用者負担金があります。事業目的は、必要な支援や児童の居場所を確保し、その中で本人の生活能力の向上や自立を促していくとしております。送迎はせずに、保護者の方との送り迎えの際のコミュニケーションを大切に行っている事業です。次に、ページ6、保育所等訪問支援事業です。依頼ごとに随時実施し、対象は18歳未満の児童です。こちらも法内事業のため利用者負担金があります。事業内容は、保護者の要望に応じて、専門職が保育所等へ訪問し、当該児童が集団生活で適応できるように訪問先への支援を実施していくという事業です。次に、ページ7、外来訓練事業です。月曜日から金曜日の午前9時から午後3時までに、1名につき1時間、月3回の訓練を確保しています。訓練の種類は、個別とグループに分かれ、グループ訓練は午前10時から午後11時半に実施しています。

対象は、概ね2歳から就学前までの児童で、保育園、幼稚園等に通いながら、きらりに通っています。法外事業のため、利用料金として1回1,000円頂戴しています。事業目的は主に保育施設及び幼稚園に籍を置く児童を対象として、相談部門の見立てに基づいたより専門的な療育訓練を提供するとなっています。次に、ページ8、親子通園事業です。火曜日及び木曜日の午前10時から午前11時半に実施していますが、年度途中に増枠して対応していく形をとっています。対象は、0歳から概ね2歳未満の児童とその保護者で、利用料金は無料となっています。事業目的は、相談部門の見立てに基づいた小グループによるプログラムを通して、幼児の状況、集団での状態を観察するとともに、保護者に対し幼児との関わり方や遊び方を知ってもらえるように支援していくとなっています。次に、ページ9、巡回相談支援事業です。法外事業として、きらり所属の心理士等が市内の学童保育所9施設へ年3回の訪問及びまとめの会を1回実施し支援を行っています。次に、ページ10、講演会・研修会です。対象者を一般市民向け、市内の支援者向け、きらりの保護者向けに分けて開催しています。一般市民向けを年2回、市内の支援者向けを年2回、きらりの保護者向け学習会を年3回行っています。また、ページ11の通り、平成28年度からは研修会の一環としてペアレントトレーニング講座も実施しています。事業目的は、児童の上手な褒め方、指示の出し方及び困った行動への対応方法などを保護者の方に学んでいただき、ご家庭で実践できるよう講義形式並びにロールプレイ等で学んでいただきます。対象の方は、発達障がいがある、または疑われる児童で、年齢は概ね2歳から4歳です。参加費は無料で、参加者数は1講座につき6名程度です。職員体制は、心理士のファシリテーターが1名、補助・記録の専門職が1名です。開催回数は年2～3講座です。実施にあたっては、ペアレントトレーニングの実施に関する研修を受けた専門職の方にのみお願いしているため、現在は年2～3講座程度となっています。事業概要は以上です。

会長 何かご意見、質問がある方はいますか。

会長 では、私から。先ほども言いましたが、保育所等訪問支援事業は保護者から要望がないと動けないということですか。

事務局 はい。基本的に保護者ときらりが契約することで事業が成立する形になっていますので、あくまでも保護者の方からのご要望が原則となり

ます。

会長 私が参加している各学校への巡回相談のチームのメンバーにきらりの職員がいれば、きらりに繋げるかどうかという議論がすぐにできると思いますが、例えばこういった取り組みというのは、この事業には相当しますか。

事務局 その取り組みは保育所等訪問支援事業には該当しないため、新たに人員を配置して実施する形になるかと想定されますが、現在の人員配置状況は現状の事業に合わせて配置しているのです。

センター長 保育所等訪問支援事業は計画相談等をしっかりと行い支給を決定するというところまでがセットで、そういった取り組みには相当しないと思います。ただ、私も就任したばかりですが、その辺をうまく整理していきながら、巡回等には関わらせていただければありがたいと考えています。

会長 私としても、センター長がいると全然違うと思います。やはり、具体的にどういうお子さんが、どういう課題を持っていて、実際の学校での姿及び家庭の状況といったことは、やはり知らないで支援に繋がっていかないと思いますので、ぜひチームに入ってもらえればと。どう繋げていくかはそれから先のことだと思いますが、例えば教育委員会とうまく連携していただいて、チームに入ってもらえればと助かると思います。ぜひご検討ください。というようなことで、ほかにもどなたかご意見がありましたら。

委員 放課後等デイサービス事業はなぜ送迎がないのですか。

事務局 きらりの放課後デイサービスの在り方を考えた時に、やはり保護者の方とより密接に関わりながら運営していく必要があるのではないかと考えました。今は、保護者の方が直接送迎に来ていただいた際に、廊下等でお話をさせていただいています。そういった時間を大切にするためにもきらりでは送迎をしていません。

委員 保護者の方々は納得され、そういうものだとして理解されていますか。

事務局 たしかに、送迎してほしいというご希望も多少はいただいておりますが、

大多数の方から送迎してほしいとご要望いただいているわけではありません。

委員 もう一点、なぜ児童発達支援事業の利用者は外来訓練事業の訓練を受けられないのでしょうか。

事務局 きらりの児童発達支援事業の利用者は、そのサービスの時間中に2階の施設は使えないこととなっています。それは、東京都からそのように言われているからです。きらりは法律で規定された法内事業で利用する施設と市独自の法外事業で利用する施設が、1階と2階に分かれています。2階は市独自事業のみの利用ということで、法内事業のサービス時間中に使わないというのが現状です。

委員 わかりました。

事務局 我々も使えた方がよいとは考えていますが、現状ではそういった状況です。

会長 第1期の運営協議会の際に指導が入り、かなり議論になりました。これはいかななものかと思うところはあったのですが、従わないと運営できませんので。

委員 別件で、きらりの駐車場が少ないなと思っていて、うちも車で移動しないと大変という現状なのですが、他の利用者の方々も歩けない子や兄弟などがいる中で、どうしてこんなに駐車場が少ないのかなとか、周りの土地も使えないのかなと思っているのですが。

事務局 その点についてはご要望もいただいているところではありますが、きらりの設計の中で駐車場のスペースが今の3台～4台分程度となっています。そこは大変申しわけないなと思っているのですが、現状すぐに駐車場を確保するということは難しいと考えております。現状では、優先マークのついた駐車スペースもありますので、手帳をお持ちのようであれば、そちらを優先的にご利用いただければと思います。ただ、他の方たちとバッティングすると非常に時間がせわしなくなってしまうなと思いますので、その際は事務室にお声掛けいただいて、誘導などで調整していきたいと思います。

- 委員** そういった際には周りの駐車場を使うことになるのですが、障害者手帳に駐車料金に関するようなサービスはありますか。
- 事務局** 東京都の施設であれば確かに似たようなサービスもあるようですが、市の方ではありません。課題として受け止めさせていただきます。
- 会長** 駐車場はかなり大事な問題ですね。ただ、きらりの設計などにも参加したのですが、限られたスペースの中により多く訓練室等を確保したいということで議論を重ね、市民の方が知恵を絞った結果、なるべく目いっぱい確保するという方向におそらくシフトしたのではないかなと。駐車スペースをとると、その分かなり訓練スペースがとられてしまうので、そういったところの兼ね合いがあったのかなと思っています。ただ、現状はやはり駐車場が少ないので、何か少しでも改善する余地が見つかる方法を考えていければなと思います。ぜひご検討ください。
- 委員** 外来訓練事業なのですが、うちは小学生のときに1年間受けさせていただいて、大変感謝しているのですが、今回久しぶりに見たら、対象が就学前児童に変わっているので、理由だけでも聞かせてもらえればと。
- 事務局** 小学生で外来訓練を利用されていた？
- 委員** はい。
- 委員** 外来訓練事業という名前ではなかったかもしれませんが、開所当初の1年目だけ放課後等デイサービスの中で集団と個別の訓練があったので、そのことをおっしゃっているのではないかと。
- 委員** 当初は放課後等デイサービスの中に訓練が組み込まれていたのですね。
- 事務局** はい。先ほどお話した児童発達支援事業と同じように、放課後デイサービスの時間中に2階を利用していましたが、それができなくなりました。
- 委員** それで、放課後等デイサービスと外来訓練のどちらかを受けられると

なったということですか。

事務局 はい。放課後等デイサービスの中で2階の訓練室を使うというのが当初の事業計画だったのですが、先程申し上げたとおり2階部分が利用できなくなったので、一定期間の措置として、小学生について外来訓練又は放課後等デイサービスのどちらかの利用を選べるような経過措置とさせていただきます。

委員 経過措置。その年だけだったのですね。

事務局 はい。

委員 就学前児童に絞ったというわけではないのですね。

事務局 当初より外来訓練は就学前の児童を対象としています。

委員 わかりました。

会長 そこは大きな制度変更でしたね。その対応に相当苦しんだ記憶があります。

委員 本当に1年間だけでも受けられてよかったので、縮小してしまったのは、個人的には少し残念な気持ちもありますが、提供する側にも時間やいろいろな労力があるので、その辺は理解します。

会長 その他いかがですか。

委員 1点だけ。最後のペアレントトレーニングの講座についてですが、1講座6名程度で、年に2～3講座ということで、これは同じ6名の方が、年3回受講されたということですか。

事務局 別の方です。

委員 では、各回別の方で。

事務局 はい。6名全員集まらない時もありますが、1講座6回で完結という形で実施しています。

- 会長** これは他市にはあまりない良い取り組みだと注目されているところですが、その他はいかがですか。
- 委員** 先ほど会長が保育所等訪問支援事業のことについておっしゃっていましたが、昨年度はどれくらいの実績があったのですか。
- 事務局** 昨年度の実績については、資料4をご覧ください。⑥が保育所等訪問支援事業です。前半はゼロが続いていて、運営協議会でもご指摘いただいていたところですが、いろいろと周知等を行い、年度後半からは実績が少し伸び始め、合計10人の方に対して、10回ほど支援に行かせていただきました。
- 委員** 利用希望が10人程しかいなかったのですか。それとも希望者はもっといますか。
- 事務局** 保育所等訪問支援を使ってみようかどうしようかという面談まで行く方は結構いて、通所先ときらりです少し話してみますということは結構あるようですが、保育所等訪問支援の契約まで行ったものがこの件数です。
- 会長** 長くゼロが続きました。例えば学校巡回相談のときには、ある子どもというよりは、全体を見ながらもその子どもに注目するという形で、さりげなく実施します。ところが、保育所等訪問支援はある面で丸見えというか。また、保護者のニーズがなければ動けないということもあり、二重、三重の壁があります。それでは特に幼稚園、保育園などでは手を挙げないでしようということ、この取り組みのあり方については、改良の余地がたくさんあると思います。
- 委員** わかりました。
- 会長** でも、このことは、小金井市の障がい理解を支援していく取り組みが、特に就学前や小学校段階において、まだまだ弱いことの表れなのかなと思いますので、その辺はしっかりと実態を踏まえながら対応していきたいと思います。それで、昨年度末には少し新しい動きが出てきたということです。

事務局 民間保育園長会で事業内容をご紹介いただいたり、後半は周知が進んだと思っています。

会長 他によろしいでしょうか。それでは次に、次第8「昨年度の実績報告」について、説明をお願いします。

センター長 資料4をご覧ください。まず、相談支援事業の一般、専門、電話の合計数が記載されていますが、4月からもう少し考えないといけないのが、電話の相談です。結構いろいろな相談が入ってきているのですが、専門相談につなげる部分もカウントされているかもしれないので、今後はもう少し集計方法を考えようかと思っています。続きまして、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、この3つが、先ほど事務局からお話がありましたが、法内事業です。ですので、利用に当たっては、国からの報酬が事業所に入っている、という仕組みのものでございます。これを使うに当たっては、計画相談や支給決定といった手続が必要です。きりりはこういった事業を複数実施しておりますので、多機能の事業所ということになっております。先ほど事業内容として、放課後等デイサービスは1日定員が10名とご紹介しました。通園の場合は定員21名ですが、在籍は22名で推移しています。放課後等デイサービスが、11月から49名となっておりますが、この1名の方は転居したためと聞いています。親子通園事業に関して、4月に比べ3月の人数が多くなっているのは、親交通園の対応できる体制をつくろうということで、整理をしたことで、人数が増えているためです。外来訓練事業に関しては、先ほど話もあったと思いますが、今は130名という形で推移しています。その中で、3月は281回と回数が少ないですが、3月は所属の園で色々行事が多くて、お休みが多いためです。回数が少なくなっているのが3月の特徴です。以上です。

会長 只今の説明について、ご質問等ございますか。それでは、次に、次第9「昨年度の業務評価報告書」について説明をお願いします。

事務局 資料5「小金井市児童発達支援センターきりり業務評価報告書（平成29年度）」をご覧ください。この報告書は、前年度の委員による事業の評価及び利用者の方々からのアンケート結果をまとめた本協議会の成果物です。内容について簡単にご説明します。まず、2ページ「運営協議会の目的」、これは先ほど申し上げた部分になりますので、割愛

させていただきます。次に、3～4ページ「運営協議会の協議内容」は、1年間の協議内容を掲載しています。次に、5ページは委員の皆様へ評価していただく事業と、その方法について記載しています。評価していただく事業は児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、外来訓練事業、親子通園事業です。相談支援事業については、プライバシーの問題、また、外から見学するのも難しいと思われるので、実施していません。また、保育所等訪問支援事業については、実施が随時ということと、また、きらり以外の場所で開催するということもあり、こちらも評価に向かないということで、対象外となっています。次に、6ページ(2)評価方法です。評価項目を10項目設定しており、そのうち6～9についてはヒアリングによる評価となっています。評価基準は、「十分である」から「不十分である」までの5段階としています。次に、7ページから「協議会委員による評価」で、7～9ページが児童発達支援事業、10～12ページが放課後等デイサービス事業、13～15ページが外来訓練事業、16～18ページが親子通園事業です。次に、19ページは「利用者アンケート」で、外来訓練事業と親子通園事業について、利用者アンケートの結果を記載しています。23ページまでは外来訓練事業、24ページが親子通園事業です。次に、25ページは、「課題の整理」ということで、過去の運営協議会で出た課題について、29年度時点の進捗状況を掲載しています。進捗状況については4段階です。次に、26、27ページは「総括」として、29年度をまとめています。次からは「参考資料」ということで、規則、運営協議会委員名簿、29年度に開催した講演会・研修会の開催実績、参加者数を掲載しています。最後に29年度の利用実績の一覧をつけて、業務評価報告書という形で取りまとめています。

会長

これ以外にも、きちんと第三者評価を受けることが義務づけられていて、かなりしっかりとした調査をして、なかなか高い評価だったということです。第三者評価があるから、運営協議会委員の評価はしなくてもいいのではないかという議論もあったのですが、年に1度でもいいので、実際にきらりを訪問して、職員さんの話を聞いたり、子どもたちの様子を見ながら、委員の目からきらりの取り組みについて、評価していくこともとても大事なことでないかということで、第三者評価と、それから運営協議会委員の評価の両方を実施しています。特に評価のところが委員の大事な役割になってきますので、今期もよろしくをお願いします。ご意見等がありましたらお願いします。

- 会長** では、1点、私から。長らく気にはなっているのですが、隣のけやき保育園との交流の発展について、せっかく建物が隣接していて、ドア1枚で訪問できる環境にあるのに、これを見てもきらりと熱心な交流をしているといった印象をあまり受けないものですから、その辺はいかがでしょうか。
- センター長** けやき保育園との交流は年数回イベント的な部分で行われているのが現状で、理想的には園児たちが交流をしながら、お互いに理解を深めていく空間を持てればいいと思うのですが。ただ、その中でもけやきの職員さんときらりの職員が、工夫しながらもう少し交流が深まるようにということで話し合いをやってはいますが、確かにその点では、もう少し検討する余地があるのではないかと思いますので、課題として持ち帰らせていただきます。
- 会長** 5年近くが経過して、外との連携もそうですが、インクルーシブな教育を進めていくということからしても、もう一步踏み出す時期に来ていると。理想を言えば、例えば朝の会をやって、それから専門の教育を受けるというイメージです。なかなか難しいかもしれませんが、同じところに集まって、みんな1つの保育園の子どもですよと。そして、それから専門に分かれていくというイメージを私は持っていたのですが、実際は最初から分かれていて、なかなか交流するすき間がないというか、そこが課題かと思います。
- 事務局** 定期的にプレイデーなどで一緒に遊んだりはしていますが、その回数を増やしていくのも1つの手段ですし、また、そういった形以外でどういった交流ができるのかを、検討していきたいと考えています。
- 会長** ここの議題ではないかもしれませんが、ちょうど市では障害者差別解消に関する条例の制定について議論をしている最中で、当事者やその家族の意見としては、障がい理解とか、交流教育というのはもっと低年齢の時期からとにかくやってほしいということです。そういった観点で、いま一度、課題を設定し直してほしいと思います。
- 事務局** 検討させていただきます。
- 会長** そのほか、いかがでしょうか。

委員 例えば23ページの中断で、「平日は仕事をしているので、親子通園事業も個別訓練事業もなかなか通う事が出来ず終わってしまった感じです」という感想があります。最初は、仕事していると行けないこともあるだろうなと思っていたのですが、逆の視点で、待機している親にしたら、枠を取ったのに行けなかったというのなら、その枠を譲ってほしいというか、枠を取ったのに通わないで空きが出て、稼働率が悪くなっているなら、こちらに回してほしいという気持ちもあると思うんです。だから、どうすればうまくいくのかを考えていたのですが、例えば、今年度の利用案内では変更点にnewのマークがついていて、ここが変更になったのだと、わかりやすくなってとてもよかったです。そこには、外来訓練は待機者がたくさんいるので、あまり出席率がよくないようであれば、利用回数を3回から2回に変更してもらうことをお願いするかもしれませんと書いてあって、こういったことが前もって書いてあれば、現状のきらりの待機者が多いことも理解されるし、いいなと受けとめました。ただ、そこまで深く読まない保護者の方もいらっしゃるかもしれないので、利用案内をお渡しする際には、よく読んでいただくようお伝えしていただくとよいなと思いました。また、平日にお仕事をしている方が、土日にきらりに通いたいということも理解できます。でも、土日にきらりを開所するということは、職員の方も大変だと思うので、例えば土日にお仕事をしている方向けに、ペアレントトレーニングの講座とかを開いて、仕事をしている方が効率よく子どもに接することができるシステムをつくっていただければいいなと思います。お仕事をしている方はそういったところで色々と学習して、平日にきらりに通えない分をこなしたりできるようなシステムができればと。今期はきらりのその辺を考えて、新しく前に進められたらいいなと思います。

センター長 ペアレントトレーニングについては、昨日たまたま10月頃から土曜日開催の講座もできるといいねという話し合いをしまして、そういった方向性ではいます。

委員 ありがとうございます。

会長 あと、稼働率を上げる問題について、改善策等がありますか？

センター長 外来訓練事業では、委員がおっしゃるように、3回の枠を持っていて1回しか来なかったり、3回ともお休みになったりという方も確かに

いらっしゃいます。そこをどうしていくかということで、後ほどご提示させていただきますが、全員3回のところを2回にするという案もあります。そうすれば利用できる人が増えると。ただ、3回ともしつかりと来ている方もいらっしゃるので、どうしていこうかというところを、皆さんにお聞きしたいと思っています。

会長 では、その件はこの後で？

事務局 はい。次第11で資料を用意しています。

委員 もう1点。22ページに「幼稚園（年少）に通っています。きらりに通うきっかけは、幼稚園から一方的なものでした。親が思うきらりに通う事と、幼稚園が求めるものと、うまくやり取りが出来ず、幼稚園ともめました。親もきらりをうまく活用できるかわからない所もありました。親ときらりと幼稚園をうまくやり取り出来たらよかったなあと思いました。」という感想があるのですが、私の知り合いでもそういう方がいまして、幼稚園からきらりに通うことを言われたけれども、何でそこに行かないといけないのかがうまく伝わってなくて幼稚園ともめてしまうという。自分の子どもはこれでいいと思っているけれども、幼稚園から言われると、きらりに行かないといけないのかということで。繋ぐ役割、保育所等訪問支援事業などもきらりは行っているの、そういう関係性になってしまったときに、きらりがうまく繋がって、丸くおさめるような役割ができたらいの、というのが、私の気持ちです。ぜひよろしくをお願いします。

事務局 以前から、きらりに行くということは、障がいがあるからというイメージが先行していた部分がありまして、それでは、きらりを紹介するだけで敏感になってしまうということが言われていました。お子さんに何か困ったことがあるとき、まずは簡単にきらりに相談してみようというようなレベルまで、きらりの敷居を下げられるようにすることが、1つの解決手段ではないかと思っております。例えば、幼稚園、保育園さんが、ちょっときらりに相談してみたらと勧めた際に、拒否反応が出ないところまできらりの敷居を下げられるように、周知をしていきたいと考えています。

委員 今お話がありました22ページの件に関連して、私も幼稚園の園長をしておりますので、すごく心が痛い言葉で、お話をさせていただけれ

ばなと思います。まず、きらりの事業は全て、保護者からの自発的な要望がないと通うこともなければ、触れ合うこともなく、また、保護者の方は、生まれて初めてお子さんが教育機関と対峙しているということです。保護者の方が初めてお子様をお持ちになって、そして教育ということに面と向かうなかで、心配で、とても戸惑われている。その不安に対しての最初の相談役が保育園であったり、幼稚園であったりする状況です。私たちからきりりへ通っていただく必要性を精いっぱいお伝えはしているのですが、やはり価値観や古いイメージ、実際に親として子を思う、守る立場としての戸惑いもあり、保護者の方が様々な葛藤がある中で、きりりについて考えていただく、検討材料にさせていただくお話をまず私たちがすることについて、とても不安を抱えている園長先生たちが多いのが現状です。ここに書かれているように、門前払いを実際にした園長先生はいらっしゃらないと思いますが、それは捉え方で、どういった説明をするのか、どういった言葉を使うのか、どういったタイミングで言うのか、そういった様々なことが関わってくると思います。そういったことについて専門的なトレーニングをしていない教員が、保護者にどのようにお話をしていけばいいのか、どうきりりと連携をしていけばいいのか、保育士、教員も含めてご指導いただきたいなと思っています。現場を見ていただいて、その現場の中に入ってお子様の置かれる状況を見ていただきながら、集団の中にいるそのお子様をどう支援していくかというところで、保護者への支援だけでなく、保育園、幼稚園に対してもぜひ支援をしていただきたいです。でなければ、ますますこの溝、きりりはきりり、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園と、バラバラになってしまうので、ぜひ連携をとるためにも沢山ご訪問いただいて、直接指導、直接のアドバイスなどをいただきたいと切実に希望しています。今後ともよろしくお願いいたします。

会長 やはり実際に現場に行かないとわからないというところがすごくあって、先ほど巡回相談の話もしましたが、色々な問題があってその中で色々な支援をやっていて、その支援の中にきりりが入って、保育園、幼稚園、学校、とにかく何がなくとも行って、見ていくというところがとても重要なことではないのかなと思っています。

委員 親子通園事業は10時から11時半の間ということで、兄弟がいる方などは中々通いづらいのかなと。であれば、例えば、支援の現場を、保育園だったり幼稚園だったり、その場所をぜひ使っていただいて、

ロールプレイングが実際に行われている現場の実例をもとに、直接保護者や教員に対して支援、アドバイスをいただくと、より具体的に現場が動けるものと思います。

会長 非常に大事なご要望、ご意見で、課題が明確になったのかなと思います。時間の関係もありますので、先に進めます。次に次第10「現況及び今年度の予定について」について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料6をご覧ください。平成30年度の職員体制一覧です。前年度からの大きな変更点はセンター長の交代ですが、職員についてもそれぞれ異動があり、4月1日からこの体制でスタートしています。次に資料7です。平成26年度からの各事業の在籍者数の推移をまとめています。平成30年度の特徴は、外来訓練事業が既に110名在籍となっており、今後の受け入れが厳しくなっているという状況です。逆に親子通園事業は、4月1日時点では、在籍者数が10名で、そこまで多くないですが、5月から新たに5名増え、枠を増やして対応している状況です。きらりの現況は以上です。次に資料8です。今年度の開催概要について本資料にまとめています。5月11日には就学相談・小金井市の特別支援教育についてを既に開催しています。市教育委員会の職員や近隣の特別支援学校の先生方にお越しいただき、特別支援学校の紹介、小金井市の特別支援教育の現状についてお話いただくとともに、就学相談の手続等についてもご説明いたしました。

会長 何かご質問はありますか。ちなみに、一般市民向け講演会で、日本歯科大の口腔リハにお願いする件について、内容は子どもたちの摂食の関係についてですか？

事務局 はい。ただし、まだ具体的には決まっていないので、今後調整させていただきます。

会長 その他いかがですか。それでは、次に、次第11「外来訓練事業について」について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料10をご覧ください。先程も申し上げた通り、外来訓練事業は4月1日時点で110名が在籍していますが、現状では、訓練の種類、専門職の人員配置状況、利用者の方々利用希望日などによって利用可能枠が増減するため、明確には定員、上限を定めてはいません。しか

し、現状の仕組みでは在籍者数130名前後が、上限となる見込みと
考えています。そこで資料10に、現状の課題点と今後の方策につい
て案を書かせていただきました。まず1現状の(1)概要について、現状
では一人につき月3回を上限として訓練の枠を確保しています。ただ、
利用者の方が希望すれば上限回数を月2回、月1回とすることも可能
です。利用回数は利用月の前月に申し込むことになっており、大多数
の方は月3回の利用を希望されています。次に(2)年度当初の在籍者数
の推移について、資料6のとおり、年々増加しており、昨年度から1
00名を超えている状況です。次に(3)今年度4月1日時点で月3回を
希望している方については、110名中91名です。次に(4)平成29
年度の利用率ということで、実利用人数を予約数で除すると、83%
程度の利用率であることがわかりました。17%程度が予約したけど
利用がなかったということです。こういった状況から今きらりて課題
として考えているのは、(5)課題の2点です。1点目は、年度当初で
受け入れが頭打ちとなり、年度途中からの利用申し込みに対応できな
い可能性があるということです。2点目は、先ほど委員からもお話があり
ましたが、月3回確保しているが、2回のみ利用者が一定数いるた
め、ロスが発生しているということです。次に2今後の方向性(案)
について、これはまったく未定の案の1つですが、案1としては、現
状のまま月3回の訓練回数を確保していくというもので、一定数待機
の方は出る可能性はありますが、現状の回数を確保するという案です。
案2は全員の上限回数を月2回に減らすことによって受け入れ者数を
増やすというもので、概ね180人前後ぐらいまでは見込めるのでは
ないかと試算しています。受け入れ人数については、注釈のとおり変
動する可能性がありますが、方策としてはこういったところがあるの
かなと考えておりました、メリット、デメリットを記載しました。案
1のメリットは、月3回の訓練で効果が高いということです。逆に、デメ
リットとしては、年度当初で受け入れが頭打ちになってしまうので、
年度途中の受け入れ数が少ないということです。また、月3回を確保して
いるけれども2回しか来られない方がいて、ロスが発生していること
です。他方で、案2のメリットは、受け入れ者数が増えるということ。
逆にデメリットは、月3回よりも、やはり効果としては下がってしま
う可能性が懸念されるということです。本日は第1回目の運営協議会
ということもありますので、すぐに決定するということは考えおりま
せん。こういった課題があるということについて、まずは皆様からご
意見をいただければと考え提起させていただきました。本日いただいた
ご意見を基に、また事務局やきらりて再度整理いたしまして、次の

運営協議会にまた諮らせていただきたいと考えています。平成31年4月の利用開始については、募集が11月1日からですので、もしその前に決められれば反映できるかなと思います。

会長 いかがでしょうか。83.8%の利用率、それを91に掛けると76人。15人は毎月お休みをしてしまうということで結構な割合になっていますね。そういうこともあるので、案2というのが出てくるのですが、何かご意見等ありましたら出していただいて、また次回以降の検討課題になるのかなと思いますが。

委員 案2というのは、全員月2回ということですか？

事務局 はい。2回または1回です。

委員 概要のところ、利用者が希望すれば月2回、月1回とありますが、それで現状何人になるのですか？

事務局 現状で130人です。そういった方も入れて、昨年度の実績で言うと130人だったので、おおむねその程度が上限になってくるかなと考えています。そこから大きく増えるということはないと思います。

委員 例えば出席率のよくない方にご相談するというのがありますか？毎月2回しか出ていないから月2回でどうでしょうか。

事務局 今も既にお声かけしている場合はあります。

会長 その他いかがでしょうか。回数の変更の前に、督促とかそういったことをやったほうが効果的でないかというご意見が出ましたけれども、何かプランをつくっていく中で有効になるようなご意見も含めてありましたらお願いします。

事務局 追加で申し上げますと、きりりでは、お休みになって空いた枠に別の待機している方のスポット利用をご案内はしていません。それはなぜかという、専門職がそれぞれの利用者について長期的な視点で療育の計画を立てて支援をしているためです。

委員 私としては、こういった場所での療育は小学校に上がるまでしかでき

ないと思っていて、ここを第一にして通わせているので、一月が5週の場合は、3回の訓練でも若干少ないなと思っていました。やはり、全員月2回とされると厳しい、少ないなという印象は受けます。

会長 ありがとうございます。一律というのは、やはり専門的な療育ではふさわしくないですね。

委員 親の意向で2回とされている方は、それは考え方なのでよいと思うのですが、全員2回というのはなんとも。

事務局 多くの方は、3回予約されて3回利用されています。ただ、中には3回予約してそのうち2回の利用でちょうどいいという方もいらっしゃいますし。

委員 外来訓練の待機者数は、今年度どのくらいいますか。

センター長 今のところはまだ受け入れられる体制です。ただ、もう先が見えてしまっています。

事務局 年度途中できらりにつながった結果、この子はすぐに訓練が必要だという子も一定数いて、そういう子を受け入れていくためにも、ある程度年度当初に余裕をもった受け入れ体制を確保することが必要であると考えています。

委員 わかりました。では、待機している方で、もどかしい思いをしている方は現時点ではいないのですか？

事務局 申し込む際に希望する日程が空いていないという場合はあるかもしれませんが。訓練によって曜日や時間がかかり分かれていますので。ただ、基本的には今の時点ではほぼいないはずです。

委員 わかりました。

会長 現状の数は、まだきらりの取り組みが、必ずしもよく知られていない状況においてですからね。これからより浸透していけば、当然希望者はもっと増えてくると思いますので、その中で回数の問題で行くのか、あるいは、丁寧な対応といたしますか、3回の利用を促すのか。ただ、

やはり84%というのは低いなと思います。できれば9割ぐらいいかないと事業としてはどうなのかと。もったいないという感がありますので、この辺は課題なのかなと思いますね。時間も限られていますので、次回に継続して、回数の問題、利用率が高まっていくようなあり方含めて、整理をお願いします。それでは次に、次第12「今後の開催日程について」について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料11「平成30年度の運営協議会開催予定」をご覧ください。委員の中には、小さいお子様がいらっしゃる方もいますので、お子様が通園している午前中の開催が望ましいということで、協議会の発足当時から平日の午前中に開催してまいりました。例年、5月、8月、11月、2月または3月の年4回、第2火曜日の午前10時から開催しておりましたので、今年度も同様に日程を組ませていただいています。こちら日程について何かご意見等ございますか。

会長 いかがですか。それでは、この日程どおりに進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。最後になりますが、次第13「その他」ということで、何かありましたらお願いします。

(なし)

会長 ないようでしたら、今日は初回だったので、事務的な手続が終わった後になりましたけれども、非常に活発なご議論をいただきましてありがとうございました。いただいたご意見をもとに事務局で調整をして、また次回、議題を提示したいと思います。次回は8月7日、午前10時からの開催を予定しています。以上で閉会となります。本日はありがとうございました。